

広島県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七号

広島県吏員恩給条例の一部を改正する条例

広島県吏員恩給条例（昭和八年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第八条（略） 2 時効ノ更新及完成猶予ニ関シテハ恩給法第六 六条及第七条ノ規定ヲ準用ス	第八条（略） 2 時効ノ中断及停止ニ関シテハ恩給法第六 及第七条ノ規定ヲ準用ス

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。